# ゆうらぎ訪問介護ステーション

## 利用料金表

0

## ○ 身体介護のみで援助を行う場合

区分	サービス提供制数 20 分		20 分以. 未満 未			30 分 30 分			1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	サービス提供時間帯	利用料	利用者 負担額 ⑴割負担 の場合)	利用料	利用者 負担額 ⑴ 割負担 の場合)	利用料	利用者 負担額 <sup>(1割負担</sup> の場合)	利用料	利用者 負担額 (1割負担 の場合)	
身体介護	昼間	1, 660 円	166 円	2, 490 円	249 円	3, 950 円	395 ∄	5, 770 円	577 円	
	早朝・夜間	2, 070 円	207 円	3, 110 円	311 円	<b>4190</b> ∄	<b>494</b> 円	7, 190 円	719 円	
	深夜	2, 490 円	249 🖺	3, 730 円	373 ∄	5, 920 円	592 ∄	8, 630 円	863 円	

#### ○ 生活援助のみで援助を行った場合

	サービス提供制数	20 分以」 未		45 分以上		
分	サービス提供制帯	利用料	利用者 負担額 (1割負担 の場合)	利用料	利用者 負担額 (1割負担 の場合)	
	昼間	1, 820 円	182 用	2, 240 円	224 円	
生活援助	早朝・夜間	2, 270 円	227 円	2, 800 円	280 用	
	深夜	2, 730 円	273 円	3, 360 円	336 用	

#### <加算〉

加算	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	算定基準
初回加算	2, 000 円/月	200 円/月	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合及び他のヘルパーと同行訪問した場合。
緊急時訪問加算	1,000円/回	100 円/回	利用者や家族等からの要請があり、ケアマネージャーが必要と認めた時に居宅サービス計画にないサービスの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合。

生活機能向上 連携加算	1, 000 円/月	100 円/月	サービス提供責任者とリハビリ専門職が同時 に利用者宅を訪問し両者の共同による訪問介 護計画を作成した場合。訪問介護が行われた日 から3カ月間算定。			
<b>介護職員処遇</b> <b>改善加算 I</b> 総単位数に 13.7%を乗 じた単位数			介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の 改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を 対象として算定。			
			経験・技能のある職員に重点化した介護職員の 更なる処遇改善を図ることを対象として算定。			

加算	利用料
特定事業所加算(I)	所定金額に20%を加算
特定事業所加算(Ⅱ)	所定金額に10%を加算
特定事業所加算(皿)	所定金額に10%を加算

<sup>※</sup>特定事業所加算はいずれか一つのみを算定することができる。